明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年八月十一日

大阪府和泉市いぶき野五丁目一番一号ヘアメイクアデッソ内

有限会社スノー・システム

代表取締役　髙添　陽一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年八月十一日

東京都港区海岸一丁目一四番二四号

アートグリーン株式会社

代表取締役　田中　豊

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年九月三日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年九月十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年八月十一日

大阪市淀川区新高二丁目一番七号

大和特殊硝子株式会社

代表取締役　桑原　崇

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月十一日

東京都江東区東砂一丁目三番二〇号

東京電解株式会社

代表取締役　竹内　信彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月十一日

東京都江東区若洲二丁目八番二五号

有明興業株式会社

代表取締役　松岡　和人

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月十一日

横浜市保土ケ谷区峰岡町二丁目一四一番地

株式会社中六商店

代表取締役　中村　岳洋

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年八月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年八月十一日

大阪府吹田市青山台四丁目一一番一号

ライフパーフェクト株式会社

代表取締役　栗原イツコ

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である金泰昊が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年八月十一日

大阪市西区土佐堀三丁目三番二―八〇一号

KOLON GLOBAL株式会社

日本における代表者　金　泰昊

限定承認公告

本籍富山県魚津市上口二丁目七三番地、最後の住所兵庫県伊丹市瑞穂町二丁目六九番地ブルーフォーゲル西1F一号

被相続人　亡　新　和夫

右被相続人は平成二十六年十二月二十一日死亡し、その相続人は平成二十七年七月三十日神戸家庭裁判所伊丹支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

北海道根室市西浜町五丁目六九番地二〇三

相続財産管理人　新　宏之

限定承認公告

本籍東京都渋谷区神宮前四丁目一五一番地、最後の住所東京都杉並区下高井戸一丁目二番四号NSプラザ下高井戸三階

被相続人　亡　大石　吉藏

右被相続人は平成二十七年五月六日死亡し、その相続人は平成二十七年八月一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

東京都港区虎ノ門一丁目一六番四号アーバン虎ノ門ビル二階

限定承認者池本由美子

代理人弁護士　髙林　良男

限定承認公告

本籍大阪市大正区三軒家東四丁目八番地、最後の住所大阪市大正区北村三丁目五番一〇号

特別老人ホーム第二大正園

被相続人　亡　青山　皿郎

右被相続人は平成二十七年六月一日死亡し、その相続人は平成二十七年七月十五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

大阪市此花区伝法六丁目一番六五―三〇一号

限定承認者　青山　豊

限定承認公告

本籍広島県三次市吉舎町清綱四五三番地、最後の住所山口県周南市平原町七番三号

被相続人　亡　三島コズヱ

右被相続人は平成二十七年五月二日死亡し、その相続人は平成二十七年七月二十九日山口家庭裁判所周南支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

島根県益田市あけぼの東町一三番地一　赤陵会館二階　田上法律事務所

相続財産管理人野村ユミ子

代理人弁護士　田上　尚志

限定承認公告

本籍福岡県久留米市津福本町二一五六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山本　稔伸

右被相続人は平成二十七年五月十六日死亡し、その相続人は平成二十七年八月三日福岡家庭裁判所久留米支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年八月十一日

佐賀県鳥栖市古賀町六番地一カーム権藤Ⅱ一〇二　相続財産管理人　山本　幸三

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十七年八月十一日

東京都中央区築地一丁目九番二号

特定目的会社ヘルスケア・インフラファンド月寒

取締役　平田　英之

正誤

ページ	段	行	誤	正
二六	二四	上	終りから七	課税のとき
二九	二五	下	〃　四	課税の特
三〇	二八	上	終りから三〇	事業の実施場所	事業実施場所
〃	二五	下	事業実施期間及び指定の有効期間	事業実施期間
〃	二六	上	一三	設備投資予定額	設備投資実績額
〃	二九	上	五	国家戦略特別区域指定地方公共団体の長の氏名	国家戦略特別区域指定地方公共団体の長の氏名
〃	三〇	下	終りから六	一八	認定地方公共団体の長の氏名	国家戦略特別区域指定地方公共団体の長の氏名

平成二十七年七月十五日（号外第百五十八号）公布内閣府令第四十三号（国家戦略特別区域法施行規則及び総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令）（原稿誤り）

◉号外　八月十一日付第一八一号六月二日付衆会第三〇号四八四ページ●同日付政府調達第一五〇号六四ページ●六

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）